○山ノ内町アパート建設支援補助金交付要綱

令和５年６月16日告示第83号

山ノ内町アパート建設支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、山ノ内町における定住人口の増加に向け、良好なアパート及び立地企業の従業員宿舎の供給を促進するため、居住を目的としたアパート建設事業に対し、予算の範囲内において山ノ内町アパート建設支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　アパート　民間賃貸住宅法人又は個人との契約に基づき賃借される建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する長屋若しくは共同住宅であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

ア　１棟あたり４戸以上の長屋若しくは共同住宅であること。

イ　１戸あたりの専用部分の床面積が25平方メートル以上であるもの

ウ　各戸に専用の玄関、トイレ、浴室及び台所が設置されているもの

エ　敷地内に住戸１戸あたり１台以上の駐車場が確保されているもの

オ　組立式仮設建設物やコンテナハウス等の簡易なものではないもの

カ　新築（中古資材を使用したものは除く。）であるもの

キ　上水道及び公共下水道等に接続しているもの

ク　建築基準法関係法令の基準に適合するもの

（２）　立地企業　町内に事業所等を有する法人又は新たに事業所等を設ける法人をいう。

（３）　従業員宿舎　立地企業が自社の従業員の居住を目的に新築するもので、建築基準法に規定する長屋若しくは共同住宅をいう。

（４）　事業者　居住を目的としたアパート建設事業を行う者をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

（１）　町内において、第三者に賃貸又は提供する目的でアパートを建設し、所有者となる法人又

は個人であること。

（２）　個人にあっては町内に住所を、法人にあっては町内に本社又は営業所を有すること。

（３）　町税等の滞納がないこと。

（４）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員又は山ノ内町暴力団排除条例（平成24年山ノ内町条例第22号）第２条第３号に規定する暴力団関係者でないこと。

（補助対象事業）

第４条　補助事業者が発注する建築工事施工者の要件は、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項の許可（同法別表第１に掲げる建築一式工事に限る。）を受けた法人又は個人であること。

２　補助金の対象となる事業は、次の各号に掲げる全てに該当するものとする。

（１）　アパートの建設を行う土地は、山ノ内町都市計画区域内であること。

（２）　交付決定の日が属する年度の末日までに事業が終了すること。

（３）　補助事業が完了した日から10年を経過する日までの間（以下「管理期間」という。）賃貸住宅若しくは従業員宿舎に供すること。

（補助対象経費）

第５条　補助金の対象となる経費は、アパート建設に係る経費のうち、用地取得費、設計費等を除く工事施工の実費用とする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、次の各号に定める金額とする。

（１）　１戸あたりの補助金額は、100万円とする。

（２）　限度額は１棟あたり500万円とする。

（アパート建設の抑制）

第７条　次の各号に掲げる地域におけるアパート建設は抑制するものとする。ただし、町長が支障がないと認めた場合はこの限りではない。

（１）　上水道、簡易水道等の水源に影響を及ぼすおそれのある地域

（２）　河川の流下能力が不足している地域

（３）　災害の発生が想定される地域

（４）　文化財及び史跡等、あるいは景観保全を特に必要とする地域

（５）　保存を必要とする樹木の存する地域又は、樹林地

（６）　その他町長が特に必要と認める地域

（事業の仮認定）

第８条　補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金の交付を受けようとする年度の前年度の５月から11月の末日までの間に、事前に町と協議した上で、山ノ内町アパート建設支援補助事業仮認定申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（１）　現況写真

（２）　土地の公図の写し

（３）　アパート建設の設計図書

ア　建物付近の見取図

イ　建物、駐車場及び物置等の付帯設備の配置図

ウ　建物の平面図及び立面図

エ　建物の全体及び各住戸の求積図

（４）　建築工事費見積書の写し

（５）　アパート建設の工事工程がわかるもの

（６）　誓約書（様式第２号）

（７）　隣接地権者の同意書（様式第３号）

（８）　その他町長が必要と認める書類

２　町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、山ノ内町アパート建設支援補助事業仮認定（却下）通知書（様式第４号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第９条　前条第２項の規定により事業の仮認定を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとする年度で、当該アパート建設に係る工事に着手する前に、山ノ内町アパート建設支援補助事業交付申請書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（１）　建築基準法第６条で規定する確認済証の写し

（２）　土地が賃貸のときは、賃貸借契約書の写し

（３）　その他町長が必要と認める書類

２　町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、山ノ内町アパート建設支援補助事業交付（不交付）決定通知書（様式第６号）により補助事業者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第10条　前条又は前２条の規定により交付の決定又は事業の仮認定を受けた者は、申請内容を変更し、又は取り下げるときは、速やかに山ノ内町アパート建設支援補助事業変更（取下げ）承認申

請書（様式第７号）及び町長が特に必要と認める書類を添えて提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付予定額を上回る場合にあっては交付予定額の増額はしないものとする。

２　町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、山ノ内町アパート建設支援補助事業変更（取下げ）承認通知書（様式第８号）により補助事業者に通知するものとする。

（事業の着手）

第11条　当該補助事業の着手は、第９条の規定による交付決定通知を受けた日から１か月以内に行わなければならない。なお、補助事業に着手するときは、速やかに山ノ内町アパート建設支援補助事業着手届（様式第９号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了日から30日以内又は、補助金の交付決定があった日の属する年度の３月末日のいずれか早い日までに山ノ内町アパート建設支援補助事業実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（１）　しゅん工図

（２）　工事写真及び完成写真

（３）　建築基準法第７条第５項に規定する検査済証の写し

（４）　土地及び家屋の表示に関する登記事項証明書の写し

（５）　事業費の支出を証する書類

（６）　住宅管理に関する書類（入居基準、賃貸借予定額、賃貸契約書書式）

（７）　アパート建築工事契約書の写し

（８）　その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び通知）

第13条　町長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、山ノ内町アパート建設支援補助事業補助金の額の通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（請求及び交付）

第14条　補助事業者は、前条の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、山ノ内町アパート建設支援補助金請求書（様式第12号）により町長に補助金の交付を請求するものとする。

２　町長は、補助事業者から前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（新築したアパートの管理）

第15条　前条の規定により、補助金の交付を受けた補助事業者は、事業完了から10年間は新築したアパートの用途を変更し、又は取り壊してはならない。ただし、災害その他の理由により引き続き管理することが困難であると認めたときは、この限りではない。

（補助金の返還）

第16条　町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（１）　虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けた事実が判明したとき。

（２）　この要綱の規定に違反する行為があったとき。

（３）　前条に規定する管理期間に当該アパートを取り壊し、改築し、又は用途を変更したことにより第４条第２項に規定するアパートの要件を欠いたとき。

（４）　アパートの所有権を他人に譲渡し、若しくは転売した場合であって、管理期間にアパートの要件を欠き、又は新たな所有者が第３条に規定する補助対象者の要件を満たしていないと認めたとき。

２　町長は、前項各号の規定にかかわらず、特に必要と認めたときは、補助金の返還を免除し、又は返還を猶予することができる。

（地位の承継）

第17条　補助事業者が管理期間中にあって次の各号に掲げる事由に該当した場合は、当該各号に定める者が地位承継承認申請書（様式第13号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

（１）　個人である補助事業者が死亡した場合その相続人

（２）　法人である補助事業者が合併した場合合併等により設立された法人

（３）　補助事業者がアパートを譲渡した場合その譲受人

２　町長は、前項の規定による申請を承認したときは、地位承継承承認通知書（様式第14号）により通知するものとする。

（その他）

第18条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和５年６月16日から施行する。

（申請期限）

２　第８条に規定する事業の仮認定の提出期限は、令和７年11月30日とする。

（失効）

３　この告示は、令和９年３月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付した補助金は、第16条に規定する補助金の返還の対象とし、この告示失効後もなおその効力を有する。